平成２３年（フ）第１２７３２号
東京都新宿区西新宿３丁目７－１　新宿パークタワーN30階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿３丁目２番27号
破産者　株式会社センク
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１４９号
東京都新宿区北新宿３―15―５吉田方、住民票上の住所東京都板橋区南常盤台２丁目６―１―205
破産者　横田　剛直
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６２４号
東京都目黒区柿の木坂２－４－２　柿の木坂中央ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区東が丘１丁目３番４号
破産者　株式会社ビケン
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６２５号
東京都目黒区東が丘１丁目３－４―106
破産者　野中　健悦
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６４９号
東京都府中市浅間町４丁目２－６―208、開始決定時の住所東京都府中市八幡町２丁目27―32―303
破産者　宮崎　勝弘
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８３２号
東京都港区南青山２丁目29―６―403
破産者　小此木達也
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２１８号
東京都北区志茂４丁目４―12―303、開始決定時の住所栃木県宇都宮市元今泉３－８－９―405
破産者　岸本　由美
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７３６号
千葉県柏市松ケ崎1046番地１
破産者　株式会社サワケン
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４１１号
千葉県船橋市坪井西１丁目１―29、開始決定時の住所千葉県市川市真間１丁目１―20
破産者　青山　正文
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４１２号
千葉県市川市新田５丁目４―24―102
破産者　青山　博光
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４１３号
千葉県市川市新田５丁目４―24―102
破産者　青山　壽江
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５９６号
東京都北区豊島８丁目８番５号
破産者　有限会社ステージアップ
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５９７号
東京都北区豊島３丁目３―24―205
破産者　西　　利徳
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６１７号
東京都港区六本木４丁目８番７号
破産者　株式会社ＤＥＦＩ
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６１８号
東京都品川区東五反田４丁目10―９―1003
破産者　須田　勝実
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３０号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目１番２号　恵比寿ビル４階
破産者　有限会社マイスター
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３１号
東京都練馬区平和台１丁目23―19　メゾン金子１Ｃ
破産者　谷口　宗仁
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６４４号
千葉県市川市大野町２丁目577番地１
破産者　株式会社ジャパンフードシステム
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６４５号
千葉県市川市大和田１丁目12―12―103
破産者　武長　栄治
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６７６号
東京都江東区北砂５丁目20番８―1403号
破産者　有限会社ダイハル
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６７７号
東京都江東区北砂５丁目20―８―1403
破産者　室　　晴行
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部